

○筑西市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する基準等を定める要綱

平成30年6月29日市告示第118号

改正

令和元年7月17日告示第45号

令和4年12月2日市告示第255号

令和6年5月15日市告示第129号

筑西市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する基準等を定める要綱

筑西市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する基準等を定める要綱（平成29年市告示第98号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が競争入札により建設工事等の請負契約を締結しようとする場合において、筑西市契約規則（平成17年市規則第42号）第9条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）を設けることに関し必要な基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設コンサルタント業務 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントが行う業務であつて測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係るものをいう。
- (3) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となる価格をいう。
- (4) 無作為係数 くじ引きにより無作為に算出される0.9950から1.0049までの数値（小数点以下第4位まで算出）をいう。

（最低制限価格を設ける工事等）

第3条 この要綱により最低制限価格を設ける対象となる建設工事又は建設コンサルタン

ト業務（以下「建設工事等」という。）の請負契約は、次の各号のいずれかに該当する建設工事等の請負契約とする。

- (1) 競争入札による設計金額が130万円を超える建設工事
- (2) 競争入札による設計金額が50万円を超える建設コンサルタント業務

2 前項の規定にかかわらず、市長が最低制限価格を設けることが適当でないとする請負契約については、最低制限価格を設けないことができる。

3 市長は、第1項に規定する請負契約以外の請負契約について必要と認めるときは、最低制限価格を設けることができる。

（建設工事における最低制限基本価格の設定）

第4条 建設工事における最低制限基本価格は、当該競争入札に係る予定価格（以下「予定価格」という。）を算出する基礎となった次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める割合を当該各号に掲げる額に乗じて得た額を合計した額とする。ただし、当該最低制限基本価格の額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の87から100分の92までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の75から100分の80までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額 100分の97
- (2) 共通仮設費の額 100分の90
- (3) 現場管理費の額 100分の90
- (4) 一般管理費の額 100分の68

2 市長は、性質その他の事由により前項の規定により難いと認める対象工事については、前項の規定にかかわらず、建設工事における最低制限基本価格を予定価格に100分の75から100分の92までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とすることができる。

（建設コンサルタント業務における最低制限基本価格の設定）

第5条 建設コンサルタント業務における最低制限基本価格は、当該競争入札に係る予定価格を算出する基礎となった次の各号に掲げる建設コンサルタント業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 測量業務 次に掲げる額を合計した額

- ア 直接測量費の額
  - イ 測量調査費の額
  - ウ ア及びイに掲げる経費以外の経費の額に100分の48を乗じて得た額
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務 次に掲げる額を合計した額
- ア 直接人件費の額
  - イ 直接経費の額
  - ウ ア及びイに掲げる経費以外の経費（エに掲げるものを除く。）に係る原価の額に100分の90を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等の額に100分の48を乗じて得た額
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務 次に掲げる額を合計した額
- ア 直接人件費の額
  - イ 特別経費の額
  - ウ 技術料等の経費に100分の60を乗じて得た額
  - エ アからウまでに掲げる経費以外の経費の額に100分の60を乗じて得た額
- (4) 地質調査業務 次に掲げる額を合計した額
- ア 直接調査費の額
  - イ 間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額
  - ウ 解析等調査業務費に100分の80を乗じて得た額
  - エ アからウまでに掲げる経費以外の経費の額に100分の48を乗じて得た額
- (5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げる額を合計した額
- ア 直接人件費の額
  - イ 直接経費の額
  - ウ ア及びイに掲げる経費以外の経費（エに掲げるものを除く。）に係る原価の額に100分の90を乗じて得た額
  - エ 一般管理費等の額に100分の45を乗じて得た額

2 前項の場合において、市長は、同項各号（同項第1号及び第4号の場合を除く。）の規定により算定した額が予定価格に100分の80を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に100分の75から100分の80までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に100分の60から100分の65までの範囲内で市長が定める

割合を乗じて得た額を最低制限基本価格とするものとする。

- 3 第1項第1号の場合において、市長は、同号の規定により算定した額が、予定価格に100分の82を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に100分の77から100分の82までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に100分の60から100分の65までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を最低制限基本価格とするものとする。
- 4 第1項第4号の場合において、市長は、同号の規定により算定した額が、予定価格に100分の85を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に100分の80から100分の85までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に3分の2から100分の72までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を最低制限基本価格とするものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、市長は、業務の性質その他の事由により前各項の規定により難いと認める建設コンサルタント業務に係る最低制限基本価格については、測量業務及び地質調査業務以外の建設コンサルタント業務にあっては100分の60から100分の80までの範囲内で、測量業務にあっては100分の60から100分の82までの範囲内で、地質調査業務にあっては3分の2から100分の85までの範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。

(最低制限価格書の取扱い)

第6条 市長は、第4条及び前条の規定に基づき決定した最低制限基本価格を筑西市契約規則第9条第1項に規定する最低制限価格書に記載し、これを封入したうえ、開札を行う場に備えなければならない。

(最低制限価格の設定)

第7条 最低制限価格は、最低制限基本価格に無作為係数を乗じて得た額とする。

(無作為係数等の決定等)

第8条 無作為係数は、筑西市建設工事等入札執行事務処理要領（平成17年市告示第16号）第4条の規定による入札執行者が同要領第6条第1項の規定による入札立会人に行わせるくじに応じ、別表に定める無作為係数表により決定する。

2 前項の入札執行者は、前条及び前項の規定により決定した最低制限価格を第6条の最

低制限価格書に記載し、前項の入札立会人の確認と署名を受けるものとする。

(競争入札参加者に対する周知)

第9条 市長は、最低制限価格を設けて競争入札を行うときは、当該入札に係る公告等により、当該入札の参加者に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 最低制限価格を設定すること。

(2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者は、予定価格の額を超えない範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても落札者としなないこと。

(競争入札の執行)

第10条 市長は、最低制限価格を設けて競争入札を行った場合において、当該最低制限価格を下回る価格による入札が行われたときは、当該最低制限価格を下回る価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の額を超えない範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者（以下この条において「最低価格入札者」という。）を落札者とする。

2 市長は、最低価格入札者が複数ある場合は、抽選により落札者の決定を行うものとする。

(最低制限価格及び無作為係数の公表)

第11条 市長は、最低制限価格について、当該競争入札を執行した後に公表するものとする。

2 市長は、無作為係数について、当該競争入札を執行した後に任意の方法により公表することができるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日（以下「施行の日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行の日以後に競争入札に係る公告をする建設工事等について適用し、施行の日前に競争入札に係る公告をする建設工事等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年市告示第45号）

(施行期日)



	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
D	0 . 9 9 80	0 . 9 9 81	0 . 9 9 82	0 . 9 9 83	0 . 9 9 84	0 . 9 9 85	0 . 9 9 86	0 . 9 9 87	0 . 9 9 88	0 . 9 9 89
E	0 . 9 9 90	0 . 9 9 91	0 . 9 9 92	0 . 9 9 93	0 . 9 9 94	0 . 9 9 95	0 . 9 9 96	0 . 9 9 97	0 . 9 9 98	0 . 9 9 99
F	1 . 0 0 00	1 . 0 0 01	1 . 0 0 02	1 . 0 0 03	1 . 0 0 04	1 . 0 0 05	1 . 0 0 06	1 . 0 0 07	1 . 0 0 08	1 . 0 0 09
G	1 . 0 0 10	1 . 0 0 11	1 . 0 0 12	1 . 0 0 13	1 . 0 0 14	1 . 0 0 15	1 . 0 0 16	1 . 0 0 17	1 . 0 0 18	1 . 0 0 19
H	1 . 0 0 20	1 . 0 0 21	1 . 0 0 22	1 . 0 0 23	1 . 0 0 24	1 . 0 0 25	1 . 0 0 26	1 . 0 0 27	1 . 0 0 28	1 . 0 0 29
I	1 . 0 0 30	1 . 0 0 31	1 . 0 0 32	1 . 0 0 33	1 . 0 0 34	1 . 0 0 35	1 . 0 0 36	1 . 0 0 37	1 . 0 0 38	1 . 0 0 39
J	1 . 0 0 40	1 . 0 0 41	1 . 0 0 42	1 . 0 0 43	1 . 0 0 44	1 . 0 0 45	1 . 0 0 46	1 . 0 0 47	1 . 0 0 48	1 . 0 0 49

(注) くじは、2回行うものとし、1回目のくじによりこの表の横の行の位置を定め、2回目のくじによりこの表の縦の列の位置を定める。